

6 東京都立足立工科高等学校 生徒心得

本校生徒は、まじめな態度で学業に励み、本校教育目標の達成を目指して努力すること。また、本校独自の校風を樹立するように努めること。

1. 学習について

本校生活の基本は、学習に励むことにあります。意欲的な学習に対する態度は、実を結ぶものです。また、学校生活を充実したものにします。

卒業後の進路については、1年生のうちから「自分はどのような進路に進みたいのか」という目的意識を持って、自分の将来像を思い浮かべながら学習に励むことが大切です。

2. 考査について

定期考査は、日常の学習の成果を発揮して、自分の力を知る大切な機会です。このことをよく理解した上で、しっかり準備して臨んでください。

同時に、結果にこだわるのではなく、また、自分の力を知ることができるように真剣に取り組んでください。

なお、次のことに注意して、正々堂々とした態度で臨もう。

考査に関する注意

- (1) トイレは休み時間に済ませておくこと。
- (2) 座席は原則として6列とし、廊下側より出席番号順に着席すること。
- (3) 机の中に一切物を入れてはならない。
- (4) 物品の貸し借りはしない。

- (5) 下敷きの使用は禁止する。机の破損がひどいときは担任に相談すること。
- (6) スマートフォンなどの通信機器の電源を切り、カバンにしまっておくこと。
- (7) 不正行為もしくは疑わしき行為(私語も含む)は、絶対にしないこと。

不正行為があった場合には、その期間中実施された科目について、該当教科0点となり、さらに特別指導を受けることになります。

- (8) 時間終了まで教室を出ることはできない。身体の不調や、やむを得ない場合には、監督の先生に申し出ること。なお、途中退室後は再び受験はできない。
- (9) 終了のチャイムが鳴ったら、ただちに筆記用具を置き、最後列の人が答案を回収するまで、静かに待つこと。

3. 出欠席の心得

健康に留意して、元気に学校生活を送ることはすべての基本であり、とりわけ生活態度の乱れによる欠席・進級・卒業にも重大な影響を及ぼすものです。

やむを得ず欠席等をしなければならないときは、以下の手続きを経ること。

- (1) 事前に分かっている欠席・遅刻・早退はその都度生徒手帳巻末の「諸届・許可欄」に記入し、保護者の署名・押印の上、事前に学級担任まで届ける。また、当日急な欠席等の場合は、8時～8時20分の間に学校指定のメールアドレスに保

護者からその旨をメールにして送ってもらう。
なお、病欠が長期にわたる場合は医師の診断書の提出を求めることがある。

- (2) 感染症にかかったときは、登校することなく、直ちにその旨を学級担任に連絡し、医師の許可があるまでは登校してはならない。手続きについては60・61ページの「学校感染症による出席停止について」を参照すること。
- (3) 体育及び実習時に見学する必要がある場合は、生徒手帳巻末の「諸届・許可欄」に当該事項を記入して学級担任と教科担当の許可を受ける。長期にわたるときは医師の診断書の提出を求めることがある。

4. 諸願・届について

次に掲げる諸願・届の必要が生じた場合は、学級担任を通して、所定の様式により出来るだけ事前に行うこと。

住所変更届	旅行届(学生割引証)
保護者変更届	忌引届
保証人変更届	休学願
改姓届	復学願
在学証明書交付願	退学願
生徒証明書再発行願	単位追認願
異装届	

なお、忌引届の忌引日数は下記の通りです。

- ①一親等 7日
- ②二親等 3日
- ③三親等 1日

忌引きのため遠隔地まで旅行しなくてはならない場

合、上項の日数のほかに旅行日数も忌引日数として追加することができる。

5. 服装について

常に高等学校の生徒として自覚をもち質素・清潔に、進路活動ができる姿を心掛ける。

ア. 冬服（10月1日～5月31日）

- (1) 本校指定のブレザー、スラックス・スカートを着用する。
- (2) 白のワイシャツ・ブラウス、及び本校指定のネクタイ・リボンを着用する。
- (3) 派手ではない黒、紺、白、ベージュ、グレーなど単色でVネックのセーター、カーディガンは着用可とする。

イ. 夏服（6月1日～9月30日）

- (1) 白のワイシャツ・ブラウス・ポロシャツ、及び本校指定のスラックス・スカートを着用する。
派手ではない黒、紺、白、ベージュ、グレーなど単色でVネックのベストは着用可とする。

* 全学年

ア. 通学用の靴は、黒か茶色の革靴または運動靴を使用する。なおサンダルは禁止とする。

イ. 校舎内では、学年色の本校指定の上ばきをはき、氏名を書く。

ウ. 実技・実習のときは所定の服装とする。

(注) 病気・ケガ等やむを得ない理由で異装をするときは、上記に準ずる服装とし、担任を経由し異装届を生活指導部に提出する。

6. 頭髪について

頭髪は進路活動ができる髪型を基準とする。本来の

髪質や髪の色を変えることは禁止とする。奇抜な頭髪は禁止とし、進路活動ができる姿を心掛ける。

7. 装飾品等

装飾具等は身に付けない。また、化粧は禁止とする。

8. 学校生活

常に高等学校の生徒として自覚をもち、礼儀正しく安全で規則正しい生活態度を養うこと。

ア. 登下校について

- (1) 登校は登校時刻（午前8時30分）5分前までとする。
- (2) 登校・下校時は交通規則を守り、事故等にあわないよう注意を払う。
- (3) 登校・下校時の乗り物内においては、礼儀、態度を正しくする。
- (4) 自転車で通学するときは道路交通法を守ること。また、事前に申請し、許可を受け、所定のステッカーをはり、所定の場所に駐輪する。自動車、自動二輪、原付自転車での通学は認めない。
- (5) 校外で事故等、不測の事態が発生した際は、ただちに学校と警察等に連絡する。
- (6) 部活動、学級活動、学校行事、その他により活動を行う場合は、それぞれ担当の先生の許可を受ける。その場合、下校時刻は午後5時を原則とする。

イ. 校内の過ごし方

- (1) 校舎内外を問わず職員、来客、生徒相互に挨拶、会釈をし、礼を失しないようにする。
- (2) 授業の開始と終了時には起立して礼を行う。

- (3) 校内の美化につとめ、教室空間の正しい利用を考え、よい環境を作るよう心掛ける。
- (4) 教室及び担当区域の清掃は責任をもって丁寧に行い、必ず学級担任または係の先生の点検を受ける。
- (5) 外出は禁止する。やむを得ない事情で外出するときは、学級担任に申し出、その指示に従う。

ウ、必要な許可願、届出

- (1) 冊子を編集発行するとき。
- (2) 放送諸設備を利用して校内放送するとき。
- (3) 掲示・貼紙・陳列・配布等をするとき。
- (4) 学校の施設・備品を特別に利用するとき。
- (5) 時間外に居残るとき。
- (6) 火気を使用するとき。

9. 所持品、金銭について

- (1) 所持品には学年、組、氏名を必ず明記する。
また、紛失、拾得した場合は担任または生活保健部にただちに届ける。
- (2) 多額の金銭、貴重品は平素学校に持参しない。
やむを得ず持参した時は保管に十分に心掛け、事故の生じないように注意する。
- (3) 危険物は持参してはならない。
- (4) ロッカー内は常に清潔に保ち、整理整頓に心掛ける。
- (5) スマートフォン等の通信機器は、マナーを守って利用する。
- (6) 生徒間での物品の売買、及び金銭の貸借は禁止する。
- (7) 金銭を学校で臨時徴収する場合は、必ず生徒

手帳その他印刷物で保護者に通知する。

10. 集会について

学校の内外で生徒集会を行うときは、事前に学級担任または係の先生の許可を受ける。

11. 集金、募金について

学校の内外で集金、募金を行うときは、事前に学級担任または係の先生の許可を受ける。

12. 校外団体への加入、参加について

(1) 学校の名において校外団体に加入、または行事に参加するときは、校長の許可を受ける。

(2) 部活動、生徒会などが校外団体に加入し、またはその行事に参加するときは、部活動顧問、生活指導部、校長の許可を受ける。

13. 校舎、校具の管理について

校舎、校具はすべて公共物であるから大切に扱う。万一破損、紛失したときは、ただちに係の先生まで届け出ること。故意の破損、紛失した場合は弁償する。

14. 保健、衛生について

(1) 常に清潔に留意し疾病の予防に当たる。

(2) 運動及び実習をする場合は諸規則及び指導者の指示、注意を守って事故の発生を未然に防ぐ。

(3) 特に校内において発病または負傷の場合は、ただちに先生に連絡して適切な処置を求める。

(4) 学校で行う健康診断(レントゲン検査を含む)等は、特別な事情のない限り受けなければならない。また検査の結果異常を指摘された場合は、医師の指示に従って速やかに処置をとり学級担任まで届ける。

15. アルバイトについて

原則として、アルバイトは禁止にする。事情によりやむを得ない場合は、担任と保護者に相談すること。やむを得ない理由により、アルバイトを行うことになった場合は学校生活、学業に支障がないようにする。絶対に学校生活、学業よりアルバイトを優先してはいけない。また、特別指導になった場合はアルバイトを休むこと。

16. 非常事態

- (1) 火災等の非常事態が発生した場合は防災計画に従って行動し、混乱を起こさないように心掛ける。
- (2) 許可なくして火気の使用は一切禁止する。
- (3) 火気、引火発火物（危険物）の取扱いに万全の注意を払い、防火につとめる。
- (4) 退避の生徒は敏速に秩序ある行動をとる。

17. 休日、長期休業中の生活について

- (1) 諸事情を考慮して無理のない生活計画をつくり、その計画に従って、規則正しい生活を営むよう努力し、自主的態度を養うようにする。
- (2) 外出にあたっては、高校生として立ち入ってはいけない場所には絶対に行かない。
- (3) 健全な交友関係をもち、お互いに円満な社会人としての人格を形成するよう心掛ける。
- (4) 事件や事故に巻き込まれたときは、ただちに学校へ連絡をする。

生徒手帳及び生徒証（生徒証明書）の取扱い方

1. 生徒手帳及び生徒証（生徒証明書）は常に携帯すること。

2. 生徒手帳は学校と家庭との連絡をとるものである。
 3. 生徒手帳を紛失したときは、学級担任に申し出る。
実費を払い再発行を受ける。
 4. 生徒証（生徒証明書）を紛失したときは、学級担任を経て校長に再発行願を提出し、再発行を受けること。
- ※遅刻・頭髪・服装・装飾具・授業中の携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等、授業に関係ない物などの詳細は「生徒指導統一基準」参照